

固定資産価格通知書 交付廃止のお知らせ

このたび、名古屋法務局津島支局と本町との間におきまして、地方税法第 382 条及び第 422 条の 3 の規定に基づく通知を電子化し、書面による当該通知を廃止することについて合意に至りました。これに伴い、町内不動産（土地及び建物）にかかわる所有権移転登記等の申請の際に、登録免許税の算定のために無料で交付している「固定資産価格通知書」の交付を廃止いたします。

廃止年月日

令和7年4月1日

< 固定資産価格通知書に代わり、登録免許税の算定に活用可能な帳票等 >

- 固定資産税 課税明細書 （毎年 4 月発送の納税通知書に添付）
- 固定資産 名寄帳兼課税（補充）台帳 （有料）
- 固定資産 評価証明書 （有料）

※代理人申請の場合は委任状が必要です。

ただし、同一世帯の方が申請する場合は委任状は不要です。

お問い合わせ 蟹江町役場

〒497-8601 蟹江町学戸三丁目 1 番地

税務課 固定資産税係

TEL:0567-95-1111（内線 185・186）